

(仮称) 子ども未来館機運醸成イベント企画運営業務について、委託事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2026年(令和8年)6月19日

福山市長 枝 広 直 幹

## 1 業務の概要

### (1) 業務内容

(仮称) 子ども未来館機運醸成イベント企画運営業務

### (2) 業務内容

別紙「(仮称) 子ども未来館機運醸成イベント企画運営業務委託仕様書(案)」のとおり

### (3) 業務履行期間

契約締結の日から2027年(令和9年)3月31日(水)まで

## 2 委託料

委託料の上限は8,499,700円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

## 4 評価基準・評価項目

(仮称) 子ども未来館機運醸成イベント企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施

要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

## 5 受注候補者の特定

（仮称）子ども未来館機運醸成イベント企画運営業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

## 6 参加申込みの手続等

### (1) 担当部局

福山市 保健福祉局 ネウボラ推進部 未来館設置準備室  
住 所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号  
電 話：084-928-1284（直通）  
E-mail：[miraikan@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:miraikan@city.fukuyama.hiroshima.jp)

### (2) 選考スケジュール

公告	2026年（令和8年）6月19日（金）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）6月19日（金）から 同月25日（木）午後5時まで
質問書の受付期間	2026年（令和8年）6月19日（金）から 同月25日（木）午後5時まで
質問書に対する回答期限、 回答方法	2026年（令和8年）6月30日（火） 本市ホームページに掲載します。 <a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp</a> (以下、URLは同じ。)
参加申込書類の受付期間	2026年（令和8年）6月19日（金）から 同年7月 3日（金）午後5時まで
企画提案書の提出者の選 定通知	2026年（令和8年）7月 6日（月）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）7月 6日（月）から 同月21日（火）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）7月24日（金）（予定）
審査結果の通知	2026年（令和8年）7月28日（火）（予定）

### (3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

#### ア 配付期間

2026年（令和8年）6月19日（金）から同月25日（木）午後5時まで  
（土、日、祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第

1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を除く。)

イ 配付場所

6(1)に同じ。

※本市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2026年(令和8年)6月19日(金)から同月25日(木)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(様式1)を添付し、6(1)のメールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※メール送信の際は、件名に「(仮称)子ども未来館機運醸成イベント企画運営業務に関する質問」と記したうえで、送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

## 7 参加申込書類の作成等

(1) 受付期間

2026年(令和8年)6月19日(金)から同年7月3日(金)午後5時まで

※郵送の場合は、書留郵便(配達記録が残る方法に限る)により、到達期限(2026年(令和8年)7月3日(金))までに郵送すること。なお、到達期限を超過した場合は、無効とする。

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで)

(4) 提出書類及び部数

次のアからシでの書類を作成し、提出すること。

※オ及びキからケまでの書類は、提出日の3か月前の日以後に発行されたもの。

ア (仮称)子ども未来館機運醸成イベント企画運営業務に係る公募型プロポーザル受付票(様式2) 1部

イ 参加申込書(様式3) 1部

ウ 実績報告書(様式4) 1部

エ 業務の実施体制(様式5) 1部

オ 商業登記簿謄本(写しでも可) 1部

- カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算表」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し） 1部
- キ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式6）を提出すること。） 1部
- ク 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用） 1部
- ケ 印鑑証明書（原本） 1部
- コ 使用印鑑届（様式7）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。） 1部
- サ 委任状（様式8）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。） 1部
- シ 誓約書（様式9） 1部

## 8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行うものとする。

### (1) 参加資格確認結果の通知

2026年（令和8年）7月6日（月）

※参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

### (2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者が1者の場合、当該1者について参加資格の確認を行う。
- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

## 9 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書を作成・提出すること。

### (1) 受付期間

2026年（令和8年）7月6日（月）から同月21日（火）午後5時まで

※郵送の場合は、書留郵便（配達記録が残る方法に限る）により、到達期限（2026年（令和8年）7月21日（火））までに郵送すること。なお、到達期限を超過した場合は、無効とする。

### (2) 提出場所

6(1)に同じ。

### (3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日等を除く午前8時30

分から午後5時まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(様式10) 1部

企画書 正本1部 副本6部

※企画書は、提案者が特定できる表記及びマーク社章は記入しないこと。

※PDFデータを6(1)のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

イ 見積書 正本1部

## 10 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せのうえ、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、本市と受注候補者との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

## 11 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他本市の指示に違反する場合

## 12 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。